（林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長）同　馬場　敏郎
近畿中国森林管理局計画保全部長に配置換する
（以上八月一日）

水　産　庁

（厚生労働省労働基準局生活課長）厚生労働事務官　松原　明紀
農林水産事務官（水産庁漁政部漁政課長）に転任させる（八月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から三月二十五日バングラデシュ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月九日御答信があつた。

天皇陛下から五月二十八日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月十五日御答信があつた。

御答電

天皇皇后両陛下から五月七日英国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月二十六日御答電があつた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年八月六日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

次の会員監事が平成27年７月10日付で退任。

役　職	氏　名
会員監事	籠谷　修司

法　務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人菅英昇は願により公証人を免ぜられた。

小宮山茂樹は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人菅英昇の後任を命ぜられた。（以上七月二十七日）（法務省）

公　聴　会

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第７号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成27年８月６日　運輸審議会

1　事案の件名

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27第5017号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで

2　日　　時　平成27年９月10日（木）午後１時から

3　場　　所　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎新館九州運輸局海技試験場

4　主宰者　運輸審議会

5　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年９月３日（木）午前10時から運輸審議会及び九州運輸局福岡運輸支局輸送部門の掲示板に掲示します。

6　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（福岡交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年８月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は50人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成27年９月３日（木）に発送します。

7　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年８月21日（金）から平成27年９月９日（水）までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　九州運輸局福岡運輸支局輸送部門　福岡県福岡市東区千早３丁目10番40号

8　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。

運輸審議会公示第８号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成27年８月６日　運輸審議会

1　事案の件名

事案番号	事案の種類	指定する地域	期間
平27第5015号	一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第５条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成27年８月１日から平成30年７月31日まで

2　日　　時　平成27年９月11日（金）午後１時から

3　場　　所　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館近畿運輸局海技試験室

4　主宰者　運輸審議会